

公 示

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について

制 定 令和 8年 6月11日 九運公第26号

「法人タクシー事業の申請事案の審査基準」（平成18年9月29日付け九運公第11号。）に基づき、法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）における、軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。）の導入を認める対象地域等について、下記のとおり定めたので公示する。

令和 8年 6月11日

九州運輸局長 日向 弘基

記

1. 対象地域等
別表「対象地域及び導入可能台数」のとおりとする。

附 則

1. 本公示は、令和 8年 6月11日から適用する。

対象地域及び導入可能台数

管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数
福岡	北九州交通圏	営業所の配置台数の2割まで
	福岡交通圏	営業所の配置台数の2割まで
	久留米市	営業所の配置台数の5割まで
	小郡市	営業所の配置台数の5割まで
	三井郡	営業所の配置台数の5割まで
	朝倉市	営業所の配置台数の5割まで
	八女市	営業所の配置台数の5割まで
	八女郡	営業所の配置台数の5割まで
長崎	長崎交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	佐世保市	営業所の配置台数の5割まで
	西海市	営業所の配置台数の5割まで
	島原交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	平戸市	営業所の配置台数の5割まで
	北松浦郡	営業所の配置台数の5割まで
	壱岐市	営業所の配置台数の5割まで
熊本	熊本交通圏	営業所の配置台数の2割まで
	熊本県内全域 (熊本交通圏を除く。)	営業所の配置台数の5割まで
大分	大分市	営業所の配置台数の5割まで
	別府市	営業所の配置台数の5割まで
	宇佐市	営業所の配置台数の5割まで
	豊後高田市	営業所の配置台数の5割まで
	日田市	営業所の配置台数の5割まで
	竹田市	営業所の配置台数の5割まで
	豊後大野市	営業所の配置台数の5割まで
宮崎	宮崎交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	延岡市	営業所の配置台数の5割まで
	都城交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	小林交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	日向市	営業所の配置台数の5割まで
	西都市	営業所の配置台数の5割まで

宮 崎	日南市	営業所の配置台数の5割まで
	串間市	営業所の配置台数の5割まで
	東臼杵郡	営業所の配置台数の5割まで
	西臼杵郡	営業所の配置台数の5割まで
	児湯郡	営業所の配置台数の5割まで
鹿 児 島	鹿児島空港交通圏	営業所の配置台数の5割まで

※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。